

(別紙様式1)

## 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：静岡県  
農業委員会名：東伊豆町農業委員会

### I 農業委員会の状況(令和3年4月1日現在)

#### 1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	316
自給的農家数	125
販売農家数	191
主業農家数	65
準主業農家数	27
副業的農家数	99

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	368
女性	170
40代以下	45

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	67
基本構想水準到達者	10
認定新規就農者	0
農業参入法人	5
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	普通畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	7	218	-	-	-	225
経営耕地面積	4	152	24	128	-	155
遊休農地面積	8	30	22	8	-	38
農地台帳面積	4.5	593.4	-	-	-	597.9

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

#### 2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 4年 6月 21日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	10	10
認定農業者	-	6
認定農業者に準ずる者	-	0
女性	-	2
40代以下	-	0
中立委員	-	2

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	6	6	6

\*現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

## II 担い手への農地の利用集積・集約化

### 1 現状及び課題

現 状 (令和3年7月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
		225ha	94ha
課 題	農業従事者の減少と高齢化等による耕作放棄地の増加、また農地の有効利用を図る上での集積が進まない。また農地を新たに取得するにも農業の経験年数や技術力等の農地法上の問題があり、新たに取得するにも地元農業者の理解が必要である。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

### 2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 166ha (うち新規集積面積 72 ha)
	目標設定の考え方: 農地中間管理機構を活用し、農地の利用集積を図る。
活動計画	12月～ 意向調査結果を基に利用集積が可能な農家の面積等を確定する。 1月～3月 農地等の立地、用途等を考慮し、可能なものに対して担い手への農地の 利用集積に向けた斡旋活動を行う。

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

## III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

### 1 現状及び課題

新規参入の状況	30年度新規参入者数	31年度新規参入者数	2年度新規参入者数
	0 経営体	0 経営体	2 経営体
	30年度新規参入者が取得した農地面積	31年度新規参入者が取得した農地面積	2年度新規参入者が取得した農地面積
	0.8 ha	0 ha	0 ha
課 題	町内のうちのほとんどが中山間地域に点在しており、耕作条件不利地であるため、農地中間管理機構でも借り手がなかなか見つからないのが現状である。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

### 2 令和3年度の目標及び活動計画

参入目標数	1 経営体	参入目標面積	0.2 ha
活動計画	新規参入を希望する個人及び法人に対し、随時関係機関や団体等と連携し、農地の貸借や取得の相談に応じる。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

## IV 遊休農地に関する措置

### 1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	225ha	37.55ha	16.68%
課 題	農業者の高齢化と後継者不足により、毎年度新たな耕作放棄地が発生しつつある。中山間地域の為、集積が難しく借手もなかなか現れない状況である。管理保全を呼びかけるに留まるが現状である。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

### 2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 3.6851ha		
	目標設定の考え方:過去の実績を勘案した中で、今年度も引き続き実施していく。		
活 動 計 画	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	6 人	7月～11月	10月～12月
	調査方法	東伊豆町農地利用最適化推進委員及び事務局により、農地地図情報と農地名簿を基に各集落の遊休農地について調査を行う。	
	農地の利用状況調査		
農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
	12月～1月	1月～2月	
その他			

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

## V 違反転用への適正な対応

### 1 現状及び課題

現 状 (令和3年7月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	225ha	0ha
課 題	現在、農地の違反転用は見当たらないが、今後も引き続き違反転用について監視強化をしていく。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

### 2 令和3年度の活動計画

活動計画	農地パトロールの実施、農業委員及び関係者等への聞き取り調査 違反転用者への是正指導
------	--

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入